

彩の国さいたま人づくり広域連合選挙管理委員会告示第5号

令和6年9月2日現在の地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項において準用する同法第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項の規定における請求権を有する者の総数の50分の1の数、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和6年9月19日

彩の国さいたま人づくり広域連合選挙管理委員会

委員長 粟 原 雅 太 郎

1 地方自治法第291条の6第1項において準用する同法第74条第1項及び第75条第1項における請求権を有する者の総数の50分の1の数

122, 973人

2 地方自治法第291条の6第1項において準用する同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項における請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

868, 579人